

平成19年第4回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成19年6月13日(水曜日)

議事日程 第1号

平成19年6月13日(水曜日) 午前9時開議

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議長諸報告 | |
| 日程第4 | 請願・陳情文書表 | |
| 日程第5 | 行政報告 | |
| 日程第6 | 報告第1号 | 平成18年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 報告第2号 | 平成18年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第3号 | 平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第4号 | 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第5号 | 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第8 | 報告第6号 | 財団法人新治農村公園公社の経営状況の報告について |
| 日程第9 | 報告第7号 | みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第10 | 諮問第2号 | 人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第48号 | 町道路線認定について |
| 日程第12 | 議案第49号 | みなかみ町税条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第50号 | みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第51号 | 辺地に係る総合整備計画の変更承認について |
| 日程第14 | 議案第52号 | 政治倫理の確立のためのみなかみ町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第53号 | みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第54号 | みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第55号 | みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例について |

- 日程第16 議案第56号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曾公園)
- 日程第17 議案第57号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について
- 議案第58号 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第59号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 一般質問
-

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

会議録署名議員

10番 高橋市郎君 20番 本多秀律君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	林耕平	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	小野良一君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	阿部一司君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	木村一夫君	地域整備課長	若桑一雄君
上下水道課長	鈴木初夫君	学校教育課長	石坂武君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前9時開会

議 長（傳田創司君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。会議に入る前に申し上げます。

議場の気温が上昇しておりますので、上着につきましてはご自由にお願いしたいと思います。

これより平成19年第4回（6月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長あいさつ

議 長（傳田創司君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

若葉萌える季節を迎えましたが、議員各位には町政の伸展にご活躍を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は平成19年6月議会を招集致しましたところ、早速、ご参集賜り誠に有難うございました。

今年度は改革元年と定めましたが、スタートしてから2ヶ月余りが過ぎました。

この間、「集中改革プラン」においては、事務事業量調査を引き続き行うとともに、既に設置されている行財政改革推進委員会の作業部会である「行財政改革研究チーム」を5月に発足し、細部にわたる検討を重ねております。

さらに、7月からは公共施設検討委員会を立ち上げ、公共施設の統廃合についても検討を進めてまいります。今後とも行財政改革のため、なお一層の努力を重ねてまいります。

また、6月16～17日の二日間にわたり、カルチャーセンターにおいて「みなかみ町情報通信フェア」が開催されます。

これは総務省の情報通信月間および電波利用保護旬間行事の一環として開催されるもので、地域の情報化、地域に密着した情報通信技術の利活用の推進等を目的として、町と総務省が共催するものであります。

ご存知のように、本町の重要施策の一つである「電子自治体」構想では、障害者・老人等情報弱者への情報バリアフリー化等を目指しており、観光情報等の発信にも、この技術は欠かせないものであります。

議員各位におかれましては、是非とも本フェアに参加されまして、ICT(情報通信技術)について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、日本経済はイザナギ景気の拡大期を遙かに超える勢いと言われますが、本町では未だその実感がなく、少子高齢化が進む中で、先行き不透明の感を強くします。

中でも農業就業者の高齢化と担い手不足は深刻であり、これに伴って、耕作放棄地や遊休農地が発生することが懸念されます。

ところで今、「2007年問題」が議論されておりますが、この事は日本の産業・経済を支えてきた団塊世代、凡そ1,000万人の皆さんが定年退職の時期を迎え、これに伴い産業界も深刻な労働力不足が言われます。当然のこととして、再雇用等で労働力を確保し、若年層や中堅層に技能・ノウハウ等が伝承されると思いますが、併せて期待することは、中山間地域への故郷回帰を促し、農業への新規就農者を増やすことであります。

しかし、現行の「農地法」は農地所有者を守り、新規就農者を拒んできました。

これは農地の権利取得にあり、その下限面積を原則50aとし、新規就農者の受け入れを難しくしてきました。そこで、今年度から下限面積の要件は国でなく、県知事に与える新制度となりました。また、県農林大学校では、「団塊の世代で、定年後に農業をやりたい人が多い、そんな人達の就農を支援し、担い手の確保に努めたい」と、就農講座を開設すると伺っております。したがって、農業に興味をもち、新たに農業に挑戦する意欲のある就農者を迎え、さらには、50a未満の農家が農地取得を容易にするためにも、この機会に農地取得の下限面積を10aにされることを期待いたします。

何故ならば、これらによって、農地の流動化が促進され、遊休農地の解消を図ることができるからであります。併せて新規就農者の参加は、特産物の取り組みや生産意欲の向上につながり、農業・農村の活性化と意識改革が期待できます。そして、生産された農産物等が地域の農産物直売所に出荷され、現地や街道での商売が定着すれば観光産業との連携も図られ、都市と農村の交流が一層促進されるからであります。

既に町内には、たくみの里・矢瀬公園・水紀行館が「道の駅」に指定されており、さらに、その下に数箇所の「町の駅」を設け、クモの巣のように縦横の地域内交流の体制が出来つつあります。群馬県知事にあっては、この機会に是非とも農地取得の下限面積を10aにされることを強く望む次第であります。

さて、本定例会には、条例関係案6件、補正予算案3件、町道路線認定1件、指定管理者の指定1件等の事案を提案させていただきます。

詳細につきましては、後刻説明させていただきますが、よろしくご審議願ひご決定下さいますようお願い申し上げます。

最後に、今夏の参議院選と同日に行われる群馬県知事選であります。今回はマニフェスト選挙になること必至であります。

私は、「夢のあるまちづくり」を目指しておりますが、それを実現するためには、誰のマニフェストが、誰の政策が、みなかみ町にとって最良なのかを考えております。

そして、みなかみ町と共に汗を流してくれるのは誰なのかを考えております。

結びにあたり、入梅も間近となり、これからは暑くなってまいりますけれども、議員各位におかれましては、ご自愛の上、益々のご活躍をお祈り申し上げて、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

10番 高橋市郎君

20番 本多秀律君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月13日より、6月21日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月21日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（傳田創司君） 日程第3、議長諸報告を行います。

平成19年5月17日、利根沼田文化会館において、利根郡町村議会議長会総会が統一地方選後、初会議として開催されました。

開会に先立ち、会長の川場村議会議長の砂山芳夫氏、新任の片品村議会議長の萩原日郎氏、沼田市議会議長の金井康夫氏の3氏よりご挨拶を受け、議事に入り、利根郡町村議会議長会役員選挙について、会長に砂山芳夫（川場村村議会議長）、副会長に傳田創司（みなかみ町議会議長）、監事に萩原日郎（片品村議会議長）、治田貞賢（昭和村議会議長）に決定されました。

また、平成18年度事業報告及び決算並びに平成19年度事業計画及び予算について説明を受け可決されました。

次に、5月22日～23日、東京・メルパルクホールにおいて、町村議会議長・副議長研修会が開催され、郡代表として昭和村議会議長と私、傳田の2名で参加いたしました。

研修内容については、「第2期地方分権改革のゆくえ」と題して東京大学大学院教授神野直彦氏が、「町村議会活性化のために何をなすべきか」と題して成蹊大学名誉教授佐藤竺氏が、「自然豊かな町村の環境を生かした新しいまちづくり」と題して作家の英国ウエールズ生まれ17歳よりカナダ育ちのC. W. ニコル氏が、また「伝統文化の継承という観点からのまちづくり」と題して語り部・かたりすと元NHKキャスター平野啓子氏が、「政局展望・参議院議員選挙を見据えて」と題して、日本大学教授岩井奉信氏の5名から講義を受けてまいりました。

研修会の目的は、平成18年12月「地方分権改革推進法」が成立し、第2期地方分権改革がスタートした一方、地方自治法の改正により、議長の臨時招集請求権、議員の複数常任委員会への所属制限の廃止、委員会からの議案提出権が認められるなど、分権時代に

対応した議会の活性化や、その機能強化が強く求められている中、町村を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、町村の重要な意志決定機関である議会の役割はますます大きくなっており、今回議会の重責を担う立場から、新たな地方分権改革の進捗状況や今後の方向性について、理解を深め、町村議会の活性化に資することを目的に研修会が開催されました。

自然豊かな町村の環境を生かした新しいまちづくり、今後の議会制度の進む道、第2期地方分権改革の行方、伝統継承という観点からのまちづくり、そして、今後の政局展望が主な内容であったと思います。

次に5月28日、利根沼田文化会館において、平成19年度第2回利根沼田広域市町村圏整備組合議会臨時会が行われました。

議事は、専決処分報告、定年等に関する条例一部改正など、すべて承認可決され、空席となっておりました議長には沼田市議会議長金井康夫氏、副議長に町村議会議長の砂山芳夫氏、監査委員に沼田市代表監査委員の高橋正次氏並びに片品村議会議長萩原日郎氏が決まりました。

また、同日消防委員会も開催され、新たな正副委員長として、委員長に沼田市議会議長金井康夫氏、副委員長に沼田市消防団長小林賢一氏並びにみなかみ町消防団長福井誠氏が選出されました。

引き続き同日午後、平成19年度第2回利根沼田学校組合議会臨時会が開催され、4月統一選後の議会議員の一部変更による報告があり、沼田市が金井康夫議会議長に、片品村が萩原日郎議会議長にとの変更報告がありました。同時に金井康夫氏については監査委員にも選出されました。他の議案につきましても、一般会計関係市町村負担金の金額決定、事務組合の規約変更などすべて原案のとおり可決されました。

次に、5月31日～6月1日、全国町村会館において、群馬県町村議会議長・事務局長研修会が開催され、事務局長と2名で参加いたしました。

内容については、群馬県町村議会議長会臨時総会が開かれ、報告第1号・平成18年度本会一般会計補正予算について報告があり、つづいて承認第1号・会長選任について、会長には北群馬郡榛東村議会議長・高橋正氏、承認第2号・副会長選任については甘楽郡下仁田町議会議長・岡田武二氏、同佐波郡玉村町議会議長・石川眞男氏、承認第3号・監事の選任について、吾妻郡長野原町議会議長・富澤吉太郎氏、同利根郡みなかみ町議会議長に不肖私、傳田創司に決まりました。

つづいて、研修会に入り、「議長と議会運営について」と「議会改革の提言について」と題して全国都道府県議会議長会元議事調査部長・野村稔氏が、「地方財政の課題と展望」と題して東京大学大学院経済学研究科経済学部教授・神野直彦氏が、「人間圏の未来」と題して東京大学院経済新領域創成科学研究科教授・松井孝典氏の3名から講義を受けました。

以上議長諸報告とさせていただきます。

議長（傳田創司君） これにて、議長諸報告を終了いたします。

日程第4 行政報告

議長（傳田創司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 行政報告を3件申し上げます。

まず、第一点目は月夜野地区北部に不審火々災発生についてであります。

4月9日、10日と2日間連続して起こった石倉地内の関越道測道沿いの枯れ草火災に端を発し、5月に入って3日から13日迄の11日間に、上牧、和名中、湊尻、そして石倉地内で7件の不審火々災が発生しました。

特に、11日から13日の3日間は連続発生し、その内13日は夜間で、しかも3時間以内に連続2件発生する異常事態でした。

また、月夜野地区北部管内に限られていた不審火々災が、5月27日には矢瀬親水公園北側の町道沿いの山林の下草に飛び火し、拡大が懸念されます。

原因不明の火災は、現在までに合計10件を数えますが、ほとんどの火災が道路沿いの枯れ草、枯れ枝等の燃焼であります。

また、消火直後の現場検証では、付着物やタバコの吸い殻、油脂類等の物的証拠が無いものの一連の類似性が見受けられます。どの火災現場も広域消防署・消防団・地域の方々の迅速な対応で、被害は最小限に食い止めております。

しかし、数件の情報はあるものの、未だ解決に至る具体的なものはなく、解決に至っておりません。

町では5月12日から、月夜野地区北部管内を中心に警戒パトロールを行い、併せて月夜野地区防災行政無線の定時放送で、不審火・不審車両等の情報提供をお願いしております。

また、消防団長からは月夜野方面隊各分団に地元警戒の指示が出され、多忙な日々にも積極的な特別警戒が行われております。

地元区では、区役員の皆さんを中心に警戒体制がしかれ、特に石倉地域では2ヶ月にわたりご苦労頂いております。

さらに広域消防署では、継続して警戒パトロールが実施され、沼田警察では張り込み捜査等が行われていると伺っております。

関係皆さん方のご苦労に感謝するとともに、早期解決を願うところでございます。

次は、東京芸術大学との連携事業についてであります。

本町では平成18年6月に、文化協会・観光協会・商工会・NPO法人・東京芸術大学の職員や学生により、「芸術村設立実行委員会」を立ち上げ、「芸術・文化の薫る町づくり」に取り組んできました。

今日までの事業は、東京芸大の卒業生、修了生の卒業制作々品の収蔵事業と東京芸大の指導による町民参加のアートプロジェクト等であります。

本年度は絵画の収蔵事業とアートプロジェクト事業を実施するほかに、展示等によって収蔵作品を多くの皆さんにご覧いただく等、芸術・文化を広める運動に取り組んでまいります。

収蔵事業は「芸術・文化の薫る町づくり」の主幹事業に位置づけて、平成18年度は、9名の学生から12点、今年度は20名の学生から30点という予想を越えた寄贈がありました。したがって大学等には、何故みなかみ町に寄贈するのかと、他市町村からの問い合わせもあるようです。

また、東京芸大の在る台東区では、彫刻作品の収蔵事業が始まり、既に上野公園の一部に展示されております。この事業が継続されますと、みなかみ町に東京芸大生の卒業制作

品という極めて貴重な絵画が数多く収蔵されることとなります。

このことは、県内の美術館と連携した移動展示等の可能性もあり、芸術・文化の向上に取り組むみなかみ町の知名度を高めることとなります。

このため町では事業を担当する課を中心に寄贈作品の管理と活用の方策を検討し、併せて町民参加のもとに、芸術・文化事業が力強く推進できるように東京芸大に協力を願って、今年度は「芸術文化村構想」を策定する考えであります。

今年度は、「芸術村設立実行委員会」を中心に、絵画の取り扱いに対する基本的な技術の習得と、芸術性を損なわない収蔵事業に努めてまいります。

さらには町内の施設、例えば道の駅「水紀行館」、「まんてん星の湯」等に作品規模に見合った展示場を設けて、収蔵作品の一般公開にも取り組んでいきたいと考えております。

また、「芸術・文化の薫る町づくり」活動は、町は勿論のこと、周辺地域の企業や経済団体のお力添え、さらには町民皆さんの深いご理解とご協力が不可欠であります。

そこで、事業の推進にあたり、貴重な浄財をお願いしておりますが、その皮切りとして過日、利根郡信用金庫さんから「芸術村設立実行委員会」に100万円のご寄付をいただきました。誠に有り難く、心から感謝を申し上げますところであります。

早速、当委員会の活動拠点となる施設の修理補修等に遣わせて頂く予定であります。

今後とも東京芸術大学と緊密な連携のもと、「芸術・文化の薫る町づくり」に取り組んでまいります。

議員各位のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

最後に、行財政改革の実績と今後の進め方について申し上げます。

行財政改革の目的は、地方分権の進展に対応し、自己決定・自己責任で自治体運営をすするところにあります。

町では現在、「行政改革大綱」に基づき、「集中改革プラン」を策定し、計画的に取り組んでおりますが、これまでの実績と今後の取り組みについて申し上げます。

まず、平成17年度・18年度の実績ですが、歳出面の削減総額は、人件費で約4億円、その他の経常経費で約1億6千万円の見込みであります。

人件費は、合併に伴う特別職7名の減、議員23名の減、退職者不補充による職員23名の減であり、さらには特別職給与の30%カット、職員の管理職・期末手当等の4%カットによる効果額であります。また、その他の経常経費は、施設維持費の見直しや、補助金等の整理合理化によるものであります。

一方、歳入面では、平成18年度から町税・公共料金等の滞納対策に取り組み、18年度の町税の徴収総額は、前年度対比10.9%増の約44億1千万円の見込みであります。

現在、18年度決算を調整中ですが、現時点での収支予測は約7億円の黒字となり、財政調整基金残高が約10億8千万円、減債基金が約4億6千万円、その他の基金を含めて普通会計総額で24億円余を確保できる見込みであります。したがって、経常収支比率等の財政指標は若干ですが、改善の方向に向かうものと推測しております。

しかしながら、上下水道等、企業会計はこのまま放置しますと、会計的にも、設備的にも抜き差しならない状態になることが予測されます。なぜならば、多額の滞納金が会計を圧迫しており、新たな設備投資が出来ない状況にあるからであります。このため昨年度は、上下水道事業の健全化と旧町村間の料金格差を無くして、均衡を図ることを目的に水道料金審議会を設置して審議をお願いし答申を頂きました。

すでに今年4月から段階的に料金の改訂を実施していますが、今後は経営全般について

検討する組織を立ち上げて、早期に経営の健全化が図れるように、さらには計画的に設備投資が出来るように取り組んでいきたいと考えております。

ぜひ、議会におきましても、ご検討方よろしくお願いを申し上げる次第であります。

次に、今後の取り組みについてであります。平成19年度を「改革元年」と位置づけて、人件費・施設維持費・補助金等、経常経費の削減に更なる改革を進めてまいります。

また、「自らの改革」は、特別職4役の給与を50%削減し、不転任の決意で臨んでおります。

まず人件費関係ですが、県内の人口1万人以上の17町村と比較しますと、人口1千人当たりの職員数が2倍近くであり、計画的な職員数の削減が急務であります。

このため昨年度から、58歳以上の職員と25年以上勤務する同一世帯の職員を対象に「早期勧奨退職制度」を取り入れて、職員に協力をお願いしているところであります。

昨年度末には、対象者25人の内21人の職員が勧奨退職に協力をされ、自己都合・定年と合わせますと36人が退職されました。

その結果、19年度当初の職員数は、合併前の399人から59人減の340人となりました。

しかしながら、計画目標の240人と比較しますと100人も多い状況にあります。

引き続き早期勧奨退職の推進を図る等して、人件費総額の削減に努めてまいります。

また、その他の経常経費の削減であります。公債費の削減については、過去に借り入れた地方債をより低金利の地方債に借り換える努力をすると共に、合併特例債の計画的な活用を図り、地方債残高の縮減に努めてまいります。公共施設の統廃合、事務事業の見直し、組織機構改革等については、「行財政改革推進委員会」の下部組織に、職員による「行財政改革研究チーム」を立ち上げて、庁内を横断的に執行管理できるように努めてまいります。

特に公共施設の統廃合は、このチームで調査研究を進め、その後、住民等が参加する「公共施設検討委員会」に統廃合等の検討をお願いし、今年度中にその方向性を決定したいと考えております。また、事務事業の見直しについては、縮小廃止、事務処理の合理化及び民間委託の可能性等について、調査研究を進めております。

なお、組織機構の改革については、現在、構造改善室において事務事業量や類似団体の状況等について調査研究を進めておりますが、この調査結果をもとに上半期末までに、基本方針を定めて、その後、再編に必要な作業を経て、12月定例議会に「組織機構改革案」として提示をしたいと考えております。その節はどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で行政報告といたします。

議長(傳田創司君) 以上で行政報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長(傳田創司君) 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

事務局に請願・陳情文書表の朗読をいただきます。事務局。

(事務局朗読)

平成19年第4回(6月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人及び紹介議員	受理年月日
	請願趣旨		付託委員会
請願第8号	後期高齢者医療保険制度の大幅見直しを求める請願	前橋市上小出町2-36-1 群馬県社会保障推進協議会 代表 野上 恭道	平成19年6月5日
			厚生常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>2008年から、後期高齢者医療保険制度が発足するにあたり、群馬県後期高齢者医療広域連合が立ち上がっていますが、新たな後期高齢者医療制度には、多くの問題点が指摘されています。</p> <p>第一に、家族に扶養されている人を含め、すべての後期高齢者から保険料が徴収されることとなります。</p> <p>平均で年間75,000円、年金からの天引き、死ぬまで払うこととなります。高齢者からはもうこれ以上の負担は出来ないと悲鳴が挙がっています。</p> <p>第二に、今まで老人医療の対象者は、「資格証明書発行の対象者でない」とされてきましたが、新制度では保険料の滞納者には、資格証明書が発行されます。</p> <p>高齢者は、収入は主に年金のみであり、かつ有病率が高い人です。</p> <p>第三に、医療費が増えると保険料が増える医療給付を減らすかの中身で、介護保険制度と同じ道を歩むこととなります。</p> <p>第四に、診療報酬は、他の健康保険とは別建てになり、後期高齢者が受けられる医療に制限を設ける方向で検討されています。</p> <p>第五に、各保険者に義務づけされる「特定検診」の受診率や「特定保健指導」の実施率だけにとどまらない問題点を持っている制度です。</p> <p>しかも、広域連合はどうしても住民の声が届きにくい制度であり、広域連合議会の公開、被保険者である後期高齢者、医療関係者、他の医療保険被保険者代表者などが参加する運営協議会の設置も必要です。</p> <p>高齢者の生活実態や経済状況を踏まえた制度として、以上のような見直しが必要です。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 後期高齢者医療保険制度の抜本的な見直しをすること。 2. 請願趣旨が反映されるよう国・広域連合に意見書を提出して下さい。 			

番号	請 願 件 名	請 願 人 及 び 紹 介 議 員	受 理 年 月 日
	請 願 趣 旨		付 託 委 員 会
請 願 第 9 号	最低賃金の改善を求める 意見書提出についての請願	前橋市本町3-9-10 群馬県労働組合会議 議長 吉崎 照二 見 穂 莉 清 一	平成19年6月5日
			産業観光常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>憲法25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められ、労働基準法第1条には、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とされています。</p> <p>ところが、現実には働いていても、生活することすらままならない「ワーキングプア」と呼ばれる人々が増え、大きな社会問題となっています。総務省「労働力調査」2006年によれば、役員を除く雇用労働者5,088万人のうち、年収200万円未満の人は1,695万人、33.3%に達しています。4年前に比べ、雇用労働者数は148万人増えていますが、そのうち122万人が年収200万円未満です。</p> <p>パート、アルバイト、派遣、請負といったいわゆる「非正規」雇用労働者は、年々増えており、今や全労働者の3分の1に達しています。</p> <p>とりわけ今の20代後半から30代の青年層では、「暮らしていけない」「結婚することが出来ない」「子供を産むことができない」という人が増えています。</p> <p>働いても貧困から抜け出せない現状を放置することは、消費の低迷や少子化の進行に直結し、地域経済の低迷や企業技術力の喪失、家庭の崩壊、社会保障の崩壊を招き、この国の未来に暗い影を落とすこととなります。こうした中で、最低賃金のあり方が注目されています。</p> <p>しかし、群馬県最低賃金は、654円にすぎず、フルタイム(8時間×22日=176時間)で働けたとしても、月収115,104円にしかなりません。ここから税金・社会保険料が差し引かれます。</p> <p>最低賃金での暮らしは、健康に支障が出るほど食事を切りつめ、交際はもちろん冠婚葬祭も不義理して節約しても収支赤字となってしまいます。</p> <p>このような低額の最低賃金は抜本的に引き上げる必要がありますが、個別企業の努力だけで低賃金を引き上げることは容易ではありません。</p> <p>法定最低賃金制度によって、競争条件を揃えながら、賃金の最低額を引き上げるとともに、地域別の不合理な賃金格差を是正し、中小企業の下請単価の底支えとし、地域経済の回復と持続的発展を図ることが重要です。貴議会におかれましては、以上の趣旨をご理解いただき、次の事項に取り組んでいただきたくお願いいたします。</p> <p>【請願事項】</p> <p>最低賃金制度の改善に関し、国及び群馬労働局長に対して、意見書を提出して下さい。</p>			

平成19年第4回(6月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人及び紹介議員	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第5号	町道舗装のお願い	みなかみ町布施86 布施区長 阿部長一郎 ほか1名	平成19年5月28日
	<p>当隣保班、最長老の方が急病で救急車を呼んだ際に、救急車が入ってくることが出来ませんでした。生命・財産に関わる不慮の事故や怪我、災害などの緊急事態は、誰にもあり得ることなので、平穏な生活環境で安心して暮らせるよう、生活道路の舗装をお願いする次第です。</p> <p>【陳情事項】 みなかみ町布施大清水(布施1480番地)、居住者生活道路(町道)の舗装をお願いします。</p>		産業観光常任委員会

番号	陳情件名	陳情人及び紹介議員	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情第6号	後閑地区、町営住宅入口道路を拡幅のお願い	みなかみ町後閑684-11-304 後閑町営住宅地区住民 代表 宮下 廣(賛同者39名)	平成19年6月1日
	<p>【陳情趣旨】 旧月夜野町にて、町営住宅建設以後、数十年を経過しておりますが、町営住宅入口道路の拡幅は未だに解決の俎上にありません。 この入口の利用者は、雨の日の見通しの悪いときや雪の滑りやすい時も、ただひたすら安全運転に配慮して、事なきを得ておりますが、新生みなかみ町になり、長年の懸案である入口道路の拡幅につき、実施されますよう利用者一同連名し、陳情いたします。 ご案内のとおり、町営住宅は比較的小さな子供たちが多く住んでいるので、その往来は非常に危険を伴っておりますので、早い時期での拡幅を実現されますようお願い申し上げます。</p> <p>【陳情事項】 後閑地区、町営住宅入口道路を拡幅して下さい。</p>		産業観光常任委員会

議 長（傳田創司君） 以上朗読のとおり、所管の委員会に付託しますので報告いたします。

日程第6 報告第1号 平成18年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告について

議 長（傳田創司君） 日程第6、報告第1号、平成18年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 報告第1号について、その概要をご報告申し上げます。

この継続費は、10款教育費の新治統合小学校建設事業であります。平成18年度から平成20年度の3ヶ年間で建設を進めており、総事業費14億8,043万1千円の内、平成18年度に4億3,464万5千円を予算計上しておりました。

事業内容は主に校舎、体育館の新築工事ですが、現場の出来高を精査したところ、平成18年度の予算の内2億1,732万5,037円を平成19年度へ逓次繰越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

なお、逓次繰越した工事につきましては、4月以降順調に進んでおり、平成20年4月には新治統合小学校として開校できる予定であります。以上が概要であります。

よろしくお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 以上で報告第1号、平成18年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第7 報告第2号 平成18年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成18年度みなかみ町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成18年度みなかみ町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議 長（傳田創司君） 日程第7、報告第2号、平成18年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第5号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでは関連する議題でありますので以上4件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 繰越明許として平成18年度より19年度へ繰り越した事業について、その額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

最初に、**報告第2号、一般会計**であります。2款・総務費の情報政策事業は、合併補助金を活用した旧町村の電算システムの統合業務であり、当初の想定を上回る事務調整が必要となったため、その全額を19年度へ繰り越したものであります。同じく総務費のレイクリゾート費は、サッカー場進入道の用地代であり、国土交通省の工事進捗にあわせて執行する必要があったためであります。3款・民生費の後期高齢者医療費は、平成20年度より制度化される後期高齢者医療制度の準備作業に伴う住民基本台帳電算システムの変更業務委託であり、性質上その実施に相当の期間を要したため、年度内に完成できず繰り越したものであります。6款・農林水産事業費の中山間地域総合整備事業水上中央区は、工事の施工に伴い発生した振動問題について、近傍の温泉源所有者との協議に日数を要したためであります。8款・土木費であります。道路台帳補正事業及び都市計画図作成事業は合併補助金を活用したものであり、作業量から年度内完成ができず繰り越したものであります。

地方道路臨時交付金事業の原～洞線洞橋耐震補強工事委託は、新幹線の運行を確保するための工法について、JRとの協議に時間を要したためであります。電源立地地域対策交付金事業の町道勝浜線子持橋架替工事は、東京電力及びJRとの近接協議に不測の時間を要したためであります。まちづくり交付金事業は、用地買収や物件補償が、相手方の営業や経営上の理由から年度内処理できず、これに伴う工事も執行できなかったためであります。10款・教育費の水上給食センター屋根修繕工事は、調理業務の関係から工事着手を休日に執行する必要があったためであります。

次に、**報告第3号、国民健康保険特別会計**であります。繰越額の内容は、一般会計と同様に平成20年度より制度化される後期高齢者医療制度の準備作業に伴う国保保険システムの改修であり、性質上その実施に相当の期間を要したため、年度内に完成できず繰り越したものであります。

次に、**報告第4号、介護保険特別会計**であります。報告第3号と同様に、後期高齢者医療制度の準備作業に伴う介護保険システムの変更であり、性質上その実施に相当の期間を要したためであります。

最後に、**報告第5号、下水道事業特別会計**であります。恋沢砂防工事付帯管路布設替工事は、砂防事業の付帯工事であり、本体の砂防工事が年度末の発注となったため、年度内に完成できず繰り越したものであります。

以上ご報告申し上げましたが、何れもやむを得ない事情をご理解いただきたいと思います。次第であります。以上をもちまして報告といたします。

議 長(傳田創司君) 以上で報告第2号、平成18年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第5号、平成18年度みなかみ町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの報告を終わります。

日程第8 報告第6号 財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告について

議 長(傳田創司君) 日程第8、報告第6号、財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告に

ついてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人新治農村公園公社の平成18年度に係る経営状況についてご報告申し上げます。

公社事業は寄附行為で定める8つの事業分野について取り組み、本年度で第14期目の決算を迎えました。事業内容は多岐にわたりますが、収益を伴う公益事業の展開のほか、時代に適応した社会的役割を果たす事業も実施しております。平成18年度は9月より指定管理者の指定を受けたことにより多少決算内容が変わっております。

それでは、公社から報告を受けた事業報告及び会計報告により、その内容について概略を申し上げます。

公社事業には、公益事業と収益事業とがありますが、公益事業を一般会計、収益事業を豊楽館会計・遊神館会計・桃李館会計に分けて事業を行っております。

一般会計の主な事業は、美しい村づくり推進の事業でありまして、パンジーの苗2万本を育成し、たくみの里地内及び公共施設に配布いたしました。

また、資源リサイクルセンターと大峰育成牧場につきましては、本年度も管理運営業務を委託しました。

さらにファミリーランドにつきましても、さいたま市より指定管理者として指定され、管理運営を一般会計の中で行っております。

農業関係では、パンジー、サクランボ、高設苺の試験栽培を実施し、販売額1,183万2千円で前年対比170%でありました。今後も研究を継続し、期待に沿うよう努めてまいります。

次に豊楽館会計であります。来場者数は45万1千人で前年対比111.4%であり、事業収入では、2億4,152万9千円で前年対比111.3%の実績でありました。

農産物加工事業では、味噌・豆腐・納豆・こんにやく・まんじゅう・竹の子水煮・梅のかりかり甘酢漬け等の加工品を製造し、大豆の消費拡大を図るべく、凍み豆腐の加工も行い、18年度は合併後のみなかみ町全域に呼びかけ、そば・大豆の契約栽培を行いました。

のむヨーグルトの製造、販売事業についても町内販売業者はもとより、近隣の沼田市、渋川市方面への営業活動と併せて、イベント等にも積極的に参加し、販路の拡大を図ってまいりました。

また、9月から東京板橋区上板橋商店街のアンテナショップに出店し、公社の加工品等を販売しながら、観光宣伝及び誘客など情報収集に努めてまいりました。

豊楽館関係の主な売上げ実績では、一般的な土産品3,976万4千円で前年対比115.8%、農産物の直売は8,315万8千円で前年対比111.8%、そば打ち体験は1,275万3千円で前年対比119.3%、ヨーグルトの販売は3,397万1千円で前年対比95.2%の売上げでした。

次に遊神館会計についてご報告申し上げます。

遊神館事業では、入須川・恋越地区活性化委員会の協力を得て、開設11周年記念イベントの開催、各種団体、組織等への誘客に努力いたしました。また、地域の老人会や法事

等の団体客の送迎を行うとともに、季節に合わせて食事メニューを変えてお客様に満足して頂ける様に努力をしております。

入館者数では、106,813人で前年対比107.1%と、町が発行した優待券の影響もあり、前年度を上回りましたが、事業収入は7,062万6千円で前年対比93%の実績でありました。

次に**桃李館会計**についてご報告いたします。

新巻果樹生産組合の協力を得て、イベントの開催及び学校、旅行会社等へ誘客宣伝活動に努力いたしました。

9種類すべての果物のもぎ取りも始まり、アップルオーナー事業も大好評で385件の実績を上げることができ、入館者数は51,653人で前年対比119%でありました。

事業収入は、果物のもぎ取り、入園料、ジャム体験、パンづくり体験、バーベキュー、ジャム加工品、アイスクリーム、農産物の直売等で、総事業収入は6,501万8千円で、前年対比159%の実績となりました。

詳細については、今会期中に議員各位に対し、公社から説明を申し上げますので、その際充分にご検討下さるようお願い申し上げます。

以上で財団法人新治農村公園公社の経営状況についての報告といたします。

議 長 (傳田創司君) 以上で報告第6号、財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第9 報告第7号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議 長 (傳田創司君) 日程第9、報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議 長 (傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長 (鈴木和雄君) 報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について、ご報告申し上げます。

平成18年度の事業につきましては、うらの郷住宅地の販売と保有する公有用地を町に譲渡する事業を実施しました。うらの郷の販売事業につきましては、本年度から専任の理事長と職員2名態勢で臨み、首都圏を中心に営業活動を実施するとともに、ホームページの充実、パンフレットの作成と頒布などのほか各地の住宅団地の販売状況調査を実施し、今後の販売対策の検討を行ってきました。

その結果、問い合わせや資料請求は数多く寄せられましたが、契約に結びつかず、販売実績は1区画のみでありました。県企業局の営業活動等を参考にしますと、こうした営業活動を継続して実施しており、当公社では本格的な営業活動が1年目であり、今後も継続して実施しなければ効果が期待できないと考えております。

公有用地につきましては名胡桃城址保存整備用地の内6,092㎡と、総合体育館駐車場整備用地1,897㎡及び国鉄清算事業団から取得した健康増進施設用地243.27㎡について、町の買い戻しにより、土地を町へ引き渡しました。名胡桃城址及び健康増進

施設用地については、今後も町の財政状況を見極めながら、全ての土地を買い戻して頂く予定であります。

次に決算の状況であります。3ページをご覧頂きたいと思っております。

貸借対照表であります。資産の部では流動資産のみであり、流動資産の合計は16億4,651万4,542円で、その内訳は現金及び預金3,567万2,585円、未収金が7億5,772万円、公有用地が2億985万459円、代行用地2億975万6,482円、完成土地が4億3,351万5,016円です。

次に負債の部ですが、負債合計は16億2,423万722円であり、うち流動負債が10億5,851万722円となり内訳としては、未収金が7億6,386万3,471円、短期借入金が2億9,464万7,251円です。固定負債は長期借入金5億6,572万円あります。

資本の部であります。基本金500万円と前期繰越準備金6,335万8,729円と当期純損失4,607万4,909円があり、資本合計は2,228万3,820円であり、負債資本合計は16億4,651万4,542円です。

この貸借対照表のうち、昨年と大きく異なる部分として資産の部における未収金と負債の部の未払い金があります。これにつきましては、毎年借入金の借り換えを年度末に行っていますが、18年度につきましては年度末の3月31日が土曜日となり、借入金の借換事務が年度をまたいで行われたため、未収金及び未払金にそれぞれ計上することになったためであります。

次に5ページの損益計算書をご覧下さい。

事業収益ですが、代行用地及び完成土地の売却収益が合計1億1,241万7,885円あり、その事業原価が1億1,111万3,019円で、差し引き事業総利益が130万4,866円となりました。

しかしながら販売費及び一般管理費が801万5,259円かかっており、事業損失が671万393円となってしまいました。また事業外収益は、代行用地の利子補給等の補助金及び預金利息で414万8,527円、事業外費用は支払利息が724万2,347円で経常損失が980万4,213円となりました。

次に特別利益及び特別損失であります。本年3月に平成12年から平成17年を対象とした群馬県の指導監査があり、その監査において、うららの郷の完成土地に毎年の経費を加算していたこと、また販売原価でなく販売額を完成土地から差し引きしたことの誤りが指摘されました。このため完成土地から毎年の経費分を落とし、それを特別損失に計上し、また完成土地から販売額と販売原価の差し引き分を特別利益に計上して完成土地の価格を修正いたしました。この特別利益と特別損失の差額であります3,627万696円と経常損失を加え当期損失が4,607万4,909円となりました。

事務の誤りがあったことは誠に遺憾ですが、販売価格や預金・現金に関わるものではありません。帳簿記載事務の誤りであり、今後このようなことがないよう指導をしていきたいと思っております。

また今後の取り組みであります。うららの郷につきましては昨年度の調査等を元に、歩行者専用道路の設置等に補助事業の導入も検討し、販売区画の見直し等を行政と連携して、早期販売に取り組んでいく考えであります。

19年度は早速1区画が販売できましたので、今後も更なる努力を公社にお願いし、経営状況の報告といたします。

議 長（傳田創司君） 以上で報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについて

議 長（傳田創司君） 日程第10、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたします。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 諮問第2号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてでございますが、現在、人権擁護委員として平成16年10月1日よりご活躍いただいております、布施2453番地の関信司さん、師1668番地の橋爪清修さんが、平成19年9月30日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。

つきましては人格識見に優れ、献身的に委員活動をされております、関信司さん、橋爪清修さんを再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審査を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより諮問第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 議案書を渡されて、私は経歴書がなかったものですから、いろいろお聞きして一応決めてありますけれども、個人情報法の関係でいろいろ問題があるかと思うのですが、国会でも過剰反応が問題になっているということもありますので、責任をもって推薦する場合には経歴書を付けてもらいたいと思います。

議 長（傳田創司君） 要望ということでよろしいですね。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

これより諮問第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第48号 町道路線認定について

議長(傳田創司君) 日程第11、議案第48号、町道路線認定についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第48号、町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

新巻小学校は、来年度の統合を目指して工事を進めておりますが、既存の学校進入路では、登下校のスクールバス利用には耐えられない道路構造であることから、新たな進入路及び円滑交通を確保するためのバス回転軌跡を想定した車回し場を設置する必要が生じました。既存進入路の南に国道17号線からの進入路を設置し、この進入路延長60m、基本幅員8m、車両回転場を含む道路を町道今宿31号線として、1路線認定するものであります。よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 町道認定ということで図面を見て現地に行ったのですが、町道が確認が出来ませんでした。この図面ではちょっと分からないので、図面を示して頂きたいのと、学校建設が進んでいるのですが、学校等の委員会には諮っているのかお聞きしたいと思います。

議長(傳田創司君) 地域整備課長若桑一雄君。

(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長(若桑一雄君) 道路認定についてですが、既存の進入路であります。一宅地飛びまして南東の方向に国道17号線から基本幅員8m、表示では4.3mとなっておりますけれども、車回しの関係がありまして、クルドサック(車回し)からの幅員ということになりますことから、一応4.3mという表示はしております。道路のことは地域整備課でありますので、他のことについては教育委員会の方でよろしくお願ひします。

議長(傳田創司君) 引き続き、学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 学校建設委員会の方に諮ったかという件でございますが、6月5日の19時から新治支所において建設委員会にかけて承認を受けております。以上です。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) まだ買収は済んでいないので道路は出来ていないということで認識してよいのでしょうか。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) そのとおりでございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

17番森下直君。

17番(森下 直君) この件については、学校3ヶ年間、14億8千万円の今日の補正予算の中に、この土地の関係について予算化されている見込みのものかを確認したいと思います。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 今回の補正予算でその対応をさせていただき予定であります。

議長(傳田創司君) 17番森下直君。

17番(森下 直君) これは当初、買収が済んでいないものについて、こういうふうに進めるといふことに対してはちょっといかなものかと感じておりますが、その辺について当初はどのように考えていたのか、また何故そのようなものが生じるならば、当初から入っていなかったのか、非常に財政が厳しい中において、また補正で増加されるということは非常に大変だと思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 約14億8千万円の経費の中で、それを越えて対応することはございません。と言いますのは、補正の方で説明する考えでございましたが、プールの新築を工法を変えまして、改修ということになり、その部分で約3,700万円ほど経費が見込めます。それと工事差引金額において、総額14億8千万円を超えるものではないということでご理解いただきたいと思っております。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) この道路の関係はですね、当初はこのように車回しでするのではなくて、土地の関係がありましたので、一方通行的に町道に連結するような設計になっておりました。ところが事業が進んで行くにしたがいまして、建設委員会の皆さん方のご苦勞もあつたのですが、ちょうど学校の入口の地権者の方にいろいろとお話をしたところ、ご協力をして頂けるということになったわけです。したがって、当初の計画は一方通行的になっていたのですが、今回車回しが出来るようになったので、要するに雨の日にあっても子供たちが雨に濡れることなく乗り降り出来るということで、大変に当初よりも良い送迎が今度は可能になるわけでありまして、この地権者の方に本当に心から感謝しているところです。なお、事業関係等については、先ほど学校課長の方から言われたとおりでありまして、その枠内でやっていく予定でありますのでご了解願いたいと思っております。

議長(傳田創司君) 17番森下直君。

17番(森下 直君) 重ねて申し上げますが、そういう計画については今後も一つ大事業でありますので、慎重にお願いしたいと、同時に総額費用が14億8千万円以上はオーバーしないということを再確認して終わりにさせていただきます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 今の町長の答弁ですと、当初は車回しとかの設計ではなく一方通行というような構想だったようですけれども、そもそも設計自体が当初から杜撰だったのではないのでしょうかね。普通、当然一定距離であれば、お分かりだと思うのですよね。

一定距離であれば、当然迂回路や車回しの広場とかいうものは当初から予定されなくてはならなかったはずですし、そういう点で今になってから、統合小学校建設に絡んで町道認定というですね、このように出てくるのはちょっといかがなものかと思うのですが、その点は当初、一体どういう設計で計画が進められていたのか、ちょっと明らかにして欲しいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） ここに詳細な図面がありませんから、また後ほど教育委員会の方から、当時の図面、並びに建設委員会で検討されて地権者に協力願った車回しの図面等についてはぜひご覧になって頂きたいと思います。小学校の入口については、ご案内のとおりだと思いますが、今回買収に応じて頂ける方の土地も、要するに学校用地として借りております。当初はそういう可能性が無いという想定の中で、与えられていた学校用地の中で設計をしたわけです。

しかし、いろいろと話が進んでいく過程にありまして、その地権者の方の土地も借りていますから、その中からいろいろとお話の過程でご協力をいただけるという方向が見えてきたので、出来るならば先ほど申し上げましたように、車回転式にやった方が子供たちのために良いわけですから、そういう方向に変更していったというわけです。

何も杜撰でも何でもありません。良い方向に話が転んでいって、こういう結果になったということでもあります。

議 長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 今の説明が分かりにくいので、あとで図面等については見せて頂きたいと思いますが、建設委員会の中にも建設や建築に関しての専門的知識を持っている方がいらっしやらなかったのではないかと懸念もいたしますし、スクールバスの使用についても当初から4～5台ということで想定されていたのかどうかその点もちょっとお聞きしたいと思うのですが、バスが通るから広い広場が必要になってくるのだと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 当然、当初、建設委員会として、要するに教育委員会として、行政として考えること、また検討委員会として考えることにつきましてはやはり今ある学校用地の中で検討するのが普通じゃないですか。今ある町で持っている土地、町で借りている土地の中でどのような学校を配置して、どのようなスクールバス等を回していくかを考えるのが普通ではないでしょうか。だから、そういう中で皆さん方が真剣に考えてくれたと思いますよ、それで一定の方向が出たと。そしてこの工事が進んでいく過程にあって、検討委員会の皆さん方を始め地元の皆さん方もご苦労頂いてですね、要するにこういう方向に持ってきていただいたわけでありまして。ということは、現地を見ていただいてお分かりのとおり、あそこにはお住まいがあるわけですから、住居があるわけですから、だから今回要するに、住居をどいてもらうわけですね。住居がある所を簡単にそれをどかしてどうのこうの何て言う設計は当初から出来ないのではないのでしょうか。

与えられた土地の中で検討してきたと、その経過の中で協力頂けるという一つの方向が出てきたので、最良の一つの選択をしたという、そういうことなのだと思います。

議 長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 私、今回現地に行っていないので分からないのですが、住居もあってそれも立ち退きをしていただくということになっているわけですね、今回はですね、その関係での町道認定も必要になってくるということですね、はい分かりました。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。
これより議案第48号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） どうもすっきりしない部分がありますので、今いくつか質問をさせていただきましても、なかなか私は理解できない部分が多いです。

今、確かに校舎の建築等も進んでおりますけれども、当初からこの現地におきましては、地元の人たちも反対運動もあつたりして校舎の建設についてはクレームが付けられていた経緯があります。

そういう中で、統廃合小学校が出来ていくわけですけれども、そういう過程での設計、今質問させて頂きましたけれども、そういうものを非常に何と言うか、杜撰と言うか、そういう不備が多いのではないかということが今出てきましたので、やはりそういう点で考えると、この町道認定については賛成するわけには私はいきません。

以上で反対討論とします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
2番阿部賢一君。

（2番 阿部賢一君登壇）

2 番（阿部賢一君） 議案第48号、町道路線認定について賛成の立場で討論いたします。

この町道認定は、みなさんご承知のとおり、現在統合小学校の工事が進んでおります。

そこでやはり町長の説明にもありましたように、限られた土地の中で建設委員会そして町当局で設計図を作成しました。

そして工事が進んでいる中で、やはり当初の設計だと幼稚園、将来的には学童施設になる予定ですが、その前を大型バスが通過する、また盛土として道にすり付けるといって、また経費も大変嵩むという結論に達し、そして地権者の方が、この時期に来てご協力してくれるということで、今回の町道認定の議案提出ということになったのだと思います。

そして国道17号に面している進入路でありますので、ある程度広い道路を確保することはこれは将来、学校の安全管理上大変に有り難いことだと思っております。

そして歩道も道路と一緒に建設するというのでありますので、登下校の安全性から言ってもこの町道認定については是非とも賛成して頂きたいと思っております。

よろしくご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願い申し上げます。賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。
議案第48号、町道路線認定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第48号、町道路線認定については、可決されました。

日程第12 議案第49号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について
議案第50号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第12、議案第49号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第50号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第49号と議案第50号について一括して説明させていただきます。まず、**議案第49号みなかみ町税条例の一部を改正する条例について**申し上げます。

今回の改正は、租税特別措置法第36条の2から第36条の6の改正により、相続に係る部分の削除に伴い、条がずれたため、町税条例附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例、第3項中、第36条の5から第37条までを、「第36条の5」、「第37条」に改める規定の整備であり、平成20年4月1日から施行となります。以上が税条例の主な改正内容であります。

続きまして、**議案第50号みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について**、ご説明申し上げます。今回の改正は、4月20日の臨時議会で専決処分のご承認をいただきました都市計画税条例の一部改正で、項がずれた部分の規定の整備を行いました。郵政民営化法等の施行に関する法律により、地方税法349条の3に「39項」を加え、法附則15条に「59項」を加える改正が行われ、加えた部分が施行日前に地方税法の一部改正があったため、第39項が「第38項」に、第59項が「第57項」に改正されたことに伴う都市計画税条例の規定の整備を行うものであります。

いずれも、郵便事業株式会社、行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が納税義務者となる改正であり、平成19年10月1日より施行となります。

以上が主な改正内容であります。よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まずはじめに議案第49号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第49号の質疑を終結いたします。

次に、議案第50号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第50号の質疑を終結いたします。

これより議案第49号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第49号の討論を終結いたします。
議案第49号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第49号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第50号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第50号の討論を終結いたします。
議案第50号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第50号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第51号 辺地に係る総合整備計画の変更承認について

議 長（傳田創司君） 日程第13、議案第51号、辺地に係る総合整備計画の変更承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第51号、辺地に係る総合整備計画の変更承認についてご説明申し上げます。今回、計画変更する辺地は入須川辺地であります。

当初計画は農道整備のみの事業費3億円を計上していましたが、当地区においては消防施設の更新整備等が遅れており、住民の安全確保を早急に図る必要があるため、消防施設の整備を追加変更するものであります。

変更内容は防火水槽1基の整備であり、事業費430万円を予定しております。財源内訳では、特定財源が90万円、一般財源が340万円となっております。

なお、一般財源につきましては、全額を辺地対策事業債で対応します。今後の辺地に係る総合整備計画につきましては、入須川、永井及び久保辺地の計画期間が平成19年度で終了しますので、他の辺地地区も含めて、公共的施設整備の必要性や辺地要件を調査して、平成20年度に新たな計画策定を行う方針であります。

以上申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第51号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 新しく追加された事業をですね、特定財源の方の割合が2割ちょっとという事で辺地事業にしてはちょっと低いのではないかと思うのですが、その辺の事情が分かればお願いします。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 今回、変更分の総合施設の特定財源の割合が低いのではないかというご指摘ですが、これは地元の寄付金を見込んでおりまして、残りを辺地対策事業債で対応するという計画でございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第51号の質疑を終結いたします。

これより議案第51号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第51号の討論を終結いたします。

議案第51号、辺地に係る総合整備計画の変更承認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号、辺地に係る総合整備計画の変更承認については原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） この際休憩いたします。10時40分より再開いたします。

（10時30分 休憩）

（10時40分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 議案第52号 政治倫理の確立のためのみなかみ町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第14、議案第52号、政治倫理の確立のためのみなかみ町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

- 議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
（町長 鈴木和雄君登壇）
- 町 長（鈴木和雄君） 議案第52号、政治倫理の確立のためのみなかみ町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
郵政民営化法等の施行及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う、町長の資産等報告書及び資産等補充報告書の記載事項についての改正であります。
内容といたしましては、郵便貯金の廃止に伴い郵便貯金を削ること、金銭信託が有価証券とされることに伴い金銭信託を削ること、以上2点が主な改正点であります。
よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。
- 議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第52号について質疑はありませんか。
8番穂苅清一君。
- 8 番（穂苅清一君） 資産の政治倫理の確立のための町長の資産の公開という条例改正ですが、条例改正に伴って、規則等についての改める場合については、これはまた違うかと思いますが、それについては合わせて何か規則を変えろという考えはあるのですか。
これについてだけ規則を変えろということなのでしょうか。
- 議 長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。
（総務課長 鬼頭春二君登壇）
- 総務課長（鬼頭春二君） 特に規則等について改正する予定はございません。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。
これより議案第52号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。
議案第52号、政治倫理の確立のためのみなかみ町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第52号、政治倫理の確立のためのみなかみ町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

-
- 日程第15 議案第53号 みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を
改正する条例について
議案第54号 みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター条例の一部を
改正する条例について

議案第55号 みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第15、議案第53号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例についてから、議案第55号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例についてまでは関連する議題でありますので以上3件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

（事務局朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） お許しを頂きましたので、議案第53号、議案第54号、議案第55号について一括してご説明申し上げます。

はじめに、**議案第53号**、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の改正は、町民及び一般の方から要望のありました11枚綴りの回数券を設けるものと、分湯料100リットルにつき50円の規定を設けるものでございます。

次に、**議案第54号**、みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「風和の湯」条例の改正は、三峰の湯と同様に分湯料の規定を設ける改正であります。

議案第55号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の改正は、身体障害者の料金を他の日帰り温泉施設に比較して、低料金であるため引き上げる改正であります。

以上であります。よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第53号について質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） 3件とも見ますとですね、身体障害者に対する負担が急増しているように思うのですが、これについては身体障害者の場合には生活弱者ということでもありますし、それなりに法律でもって様々な運転はあるのですけれども、こういう点で一般の健常者と似たような形での料金設定とする理由というのはどういうことなのでしょうか。

お聞きしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長木村一夫君。

（観光商工課長 木村一夫君登壇）

観光商工課長（木村一夫君） 議案第55号の湯テルメ谷川が身障者の料金改定の部分でございますけれども、今議案53号の質疑ですけれどもよろしいでしょうか。

他の関連施設では300円が、大体平均の身障者の方々の入浴料金となっておりますので、それに合わせさせて頂いたということでございます。

なお、比較的利用者の多いふれあい交流館、三峰の湯につきましては身障者の方の改正は行っておりませんのでご理解頂きたいと思っております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

次に、議案第54号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

次に、議案第55号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第53号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例についてから、議案第55号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、みなかみ町営温泉センター「三峰の湯」条例の一部を改正する条例についてから、議案第55号、みなかみ町健康福祉施設「湯テルメ・谷川」条例の一部を改正する条例については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第56号 指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曾公園)

議長(傳田創司君) 日程第16、議案第56号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曾公園)を議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第56号についてご説明申し上げます。

みなかみ町湯桧曾公園は、都市公園法に基づく都市公園であります。

面積は4.4ヘクタール、主な施設はテニスコート6面、多目的広場1面と駐車場や修景施設で構成されております。

現在、直営にて管理運営を行っておりますが、公園施設の効率的な貸し出しと、公園全体の管理運営の面から判断しまして、湯桧曾地区の活性化に取り組んでおります「ゆびそ塾」を指定管理者として指定をするものであります。

なお、指定期間は、平成19年7月1日から平成22年3月31日までの2年9ヶ月であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより議案第56号につい

て質疑に入ります。質疑はありませんか。

8 番穂苅清一君。

8 番 (穂苅清一君) 湯桧曾公園に対する指定管理者の指定ですが、今までは直営でやられていたわけで、これによって町の今まで一定の管理料の金額が出されていたわけですが、これは軽減させるということもあって指定管理者の指定をさせることになるわけだと思いますが、それによってどの程度経費削減を見込まれているのかお知らせ願いたいと思います。

議長 (傳田創司君) 地域整備課長若桑一雄君。

(地域整備課長 若桑一雄君登壇)

地域整備課長 (若桑一雄君) 補正の中においては年度途中でありますことから、20万円の委託金という結果でございます。通年で申し上げますと、30万円ということになるかと思えますけれども、約38万円ほどでございますけれども、軽減が為されております。

議長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長 (傳田創司君) お諮りいたします。

議案第56号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曾公園)は、「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって議案第56号、指定管理者の指定について(みなかみ町湯桧曾公園)は、「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議案第57号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について

議案第58号 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第59号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)について

議長 (傳田創司君) 日程第17、議案第57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)についてから、議案第59号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてまでは関連する議題でありますので、以上3件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

(事務局朗読)

議長 (傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) お許しを頂きましたので、議案第57号から議案第59号まで一括して、

提案理由の説明を申し上げます。

最初に、**議案第57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,823万円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億6,123万円とするものであります。

歳入の補正の内訳は、分担金及び負担金27万6千円の減額、使用料及び手数料8万円の減額、国庫支出金1,046万1千円の減額、県支出金147万3千円の増額、財産収入8万6千円の増額、繰入金242万9千円の増額、繰越金1,913万9千円の増額、諸収入402万円の増額、町債6,190万円の増額であります。

町債6,190万円は全額合併特例債であり、その内4,750万円は、庁舎改修事業において、財源を合併市町村補助金から合併特例債へ振り替えたための増額であります。

なお、今年度に内示された合併市町村補助金1,800万円は、都市計画図策定業務に充当します。

歳出の主なものですが、2款総務費の総務管理費においては、企画費で、利根地方総合開発協会負担金50万円の増額。山岳資料館費で、山岳資料館用立体模型備品購入費440万円の増額補正であります。財源は、諸収入の関東建設弘済会山岳資料館助成金400万円を充当します。

3款民生費においては、社会福祉費の障害者福祉費で、障害者自立支援法の施行により、障害者の人工透析治療費を医療扶助として360万円増額し、保育園費で、第一保育園の入所予定児童数に対応した保育士数が不足するため、臨時保育士1名分の賃金115万2千円を増額補正するものであります。

6款農林水産事業費の農業費においては、農業総務費で、農業共済事業費の一般財源化に伴う事務費負担金907万7千円の増額であります。

農業振興費の農業振興総務費で、水紀行館ステージの配水管修繕料75万円の増額、畜産業費で牧場の肥料散布用ブロードキャスター購入費として61万円の増額、林業費の林道事業費で藤原地区の、久保産観委員長はじめ水上地区関係議員からの要望であります、明川桜の里実行委員会が取り組む林道整備に必要な重機借上料80万円の増額補正であります。

7款商工費の観光費では、観光まちづくり協会への観光案内委託業務に必要なカウンター等の備品購入費として100万円を増額し、8款土木費の都市計画費では、都市計画図作成委託料を1,900万円増額補正するものであります。

10款教育費であります。教育総務費の事務局費においては、3月議会で河合生博議員より一般質問されております除細動器（AED）を町内の小中学校12校に配備するために、機器借上料52万2千円を増額補正するものであります。

また、小学校総務費では、新治統合小学校建設事業費を3,521万9千円増額していますが、これは既にご議決をいただいております全体事業費14億8,043万1千円の内、20年度に予定していた事業費2億6,738万1千円の一部を繰り上げて実施するものであります。

主な内訳は、進入道路の整備費として公有財産購入費2,248万9千円、家屋等の補償費2,083万8千円、開校の準備として机、椅子等の備品購入費60万円、校歌作曲委託料50万円、閉校記念誌補助金90万円をそれぞれ増額し、プール整備等の工事請負費1,025万8千円を減額補正するものであります。

財源は合併特例債を3,340万円、教育環境整備基金繰入金を181万9千円充当します。なお、これに関連して第2表継続費を補正させていただきました。

次に**議案第58号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,377万9千円とするものであります。

歳入の補正については、平成18年度からの繰越金が当初予算に比べ大幅に増加する見込みとなりましたので、1款国民健康保険税8,607万2千円と、7款繰入金の基金繰入金3千万円をそれぞれ減額し、8款繰越金1億1,883万3千円を増額補正するものであります。

歳出の補正であります。6款保健事業費96万円の増額補正は、年6回各被保険者の世帯へお届けしております医療費通知の郵送料であります。

7款基金積立金25万1千円の増額補正は、多数の小額口座に分かれていた基金口座を整理統合したことによる、書換えの利息分であります。

10款予備費180万1千円の増額補正は、繰越金に対応した補正であります。

次に**議案第59号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,410万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億1,963万円とするものであります。

歳入の補正については、18年度の事業費が確定したことによる国庫負担金の追加交付分として、2款国庫支出金を2,399万円、18年度からの繰越金の増加分として、5款繰越金を11万8千円増額補正します。

歳出の補正であります。4款諸支出金2,061万1千円の増額補正は18年度事業費の確定精算により、支払基金交付金や県負担金が超過して交付された部分の返還金であります。5款予備費の349万8千円は、18年度不足分として追加交付される国庫負担金に対応するための増額補正であります。

以上が議案第57号、第58号及び第59号の概要であります。

よろしくご審議の上、ご決定下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

次に、議案第58号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。

次に、議案第59号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)についてから、議案第59号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第1号)についてから、議案第59号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 一般質問

通告順序第1 14番 鈴木 幸久 1. 群馬県知事選挙への町長の対応について

議 長(傳田創司君) 日程第18、一般質問を行います。

一般質問については、7名の議員より通告がありました。

本日は、7名の内、2名の方の質問を順次、許可いたします。

まず、14番鈴木幸久君の質問を許可いたします。

(14番 鈴木幸久君登壇)

14番(鈴木幸久君) 議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日の上毛新聞第一面には、賑々しく群馬県知事選挙の問題が出ておりますが、何れにしましても、今日まで多くの市町村長がそれぞれ群馬県知事選挙に当たりまして、候補者を特定したり、いろいろな表明をされております。

わが町の鈴木町長は如何にと思っているわけですが、実は群馬県の県議会議員選挙が終わった頃に鈴木和雄町長のオフィシャルサイトの中の「せせらぎ」というのがありますが、その中で群馬県知事選挙について、ヒントになるような触れ方をされています。

それがございましたので、今日の一般質問があるのですが、その中で「私は玉原道路の建設を知事選挙の主要テーマにしております」、この一行がある中で、今日私は町長の群馬県知事選挙に対する覚悟、存念をまずお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 鈴木幸久議員からは、群馬県知事選挙は誰を支持するかというご質問であります。

結論から申し上げますと、熟慮の結果、「玉原道路」の必要性を理解し、建設に意欲を示

された自由民主党公認・大沢正明氏を支持する事を決断しました。私は過日、高木副知事に面談し、小寺知事には書面でその理由を申し述べました。誠に申し訳なく、断腸の思いであります。

私は新治村長時代、小寺知事には一方ならぬご指導とご鞭撻を賜わり、「農村公園構想」の諸事業もほぼ完成し、農村公園の舞台づくりができました。

また、旧水上町・月夜野町・新治村の町村合併に際しては、小寺知事自ら親身に合併実現の橋渡し役を担って頂き、お陰様で新生「みなかみ町」が誕生しました。

さらには昨年の豪雪対策を始め、町づくり各般にご指導とお力添えを賜わり、心から感謝と御礼を申し上げているところであります。

したがって今回の知事選挙には、本来ならば一早く現職の下へ馳せ参じる立場ですが、みなかみ町の緊迫した財政状況や懸案事項の実現を考える時に、町長として決断するまでには様々な葛藤がありました。

それは今日までお世話になった行政的、個人的な心情を優先すべきか、あるいはこれからの町の再生のためには、誰を知事として押すべきかという選択の苦悩でありました。

しかし、町の再生のためには、合併特例債の支援策と公共事業が絶対不可欠であり、導入にあたっては国県、さらには政権与党の力が極めて大事であり、これらを抜きに及ばない事実思い立ったとき、自ずと決断は出たのであります。

そして、極めて苦しい選択でありましたが町長として大沢正明氏を支持することを決断しました。

私の在任期間は残すところ2年4ヶ月余りですが、この期間内に町民の町村合併にかけた夢が花開くように、その礎を築く責任があります。

取り組む改革は余りにも大きく厳しいものがありますが、信念と勇気をもって、「行財政改革」を進める決意であります。

既に、今年度は改革元年と定め、「みなかみ町財政推計」、「行政改革大綱」、「集中改革プラン」の下に行財政改革を推進しています。

先程も行政報告で申し上げたように、私はその手法の基本を、情報公開と万機公論において努力しております。併せて、この機会に懸案事項の事業化に努め、「夢のある町づくり」を進めたいと念願しております。

そこで当面する主な懸案事項は、

①として、水上駅前の再開発（Rail Park レイルパーク構想等）の実現であります。

まちづくり交付金事業、国土交通省に関係しますし、JR東日本との連携でこの事業に取り組むことになります。

②として、水上温泉街の再開発であります。

これは、まちづくり交付金事業、地域再生計画、これは内閣府になります。

③として、水上温泉源の集中管理であります。

これは、まちづくり交付金事業、地域活性化事業債で対応することになると思います。

④として、与謝野晶子公園（仮称）と紅葉橋の架設であります。

これは、まちづくり交付金事業、中山間域総合整備事業いわゆる農水省事業によって対応することになると思います。

⑤として、県道水上～片品線の拡幅改良、これは群馬県であります。

⑥として、上毛高原駅前の再開発、これはまちづくり交付金事業と群馬県であります。

⑦として、国道291号線の拡幅改良、これは群馬県と国交省であります。

- ⑧として、望郷ラインと県道沼田～水上線のアクセスであり、これは地方道路交付金事業として、国土交通省の事業並びに群馬県の力が大事であります。
- ⑨として、月夜野地内の都市計画事業の推進であり、これはまちづくり交付金事業、地方道路交付金事業によって行うこととなります。
- ⑩として、教育施設等の統廃合、これは安全・安心学校づくり交付金事業、これは文科省の事業であり、公立学校施設整備国庫負担事業これも同じく文科省の事業によって行うこととなります。
- ⑪学校施設等の耐震補強等、住宅建築物耐震補修等事業でありまして、これは国土交通省の事業であります。
- ⑫として、各種事業の補助残対応であります。
これはご案内のとおり、合併特例債の活用であり、総務省であります。
- ⑬として、山岳博物館の建設、これは群馬県、またはPFIによって執り行われることを期待します。
- ⑭として、在宅介護手当制度の拡充であります。
これは前々から県当局にお願いしているわけでありましてけれども、1ヶ月1万円の支給を現在町では行っておりますけれども、やはり県でも、この事業の拡充をぜひ取り上げてほしいというふうに思う次第であります。
- ⑮として、医療費無料化制度の拡充、これは義務教育修了まで、この事業を群馬県において拡充してほしい。
- ⑯として、新三国トンネルの開削でありまして、これは国交省、群馬県であります。
- ⑰としては、玉原道路の建設、これは群馬県と国交省になるわけであります。

何れも重要な案件でありますけれども、特に他国からの武力攻撃や大規模テロ等を想定した対応は、「国民保護法」の示すところではありますが、そこには国民の避難や救援手続き等を定め、国・県、さらには地方自治体の役割が明確にされております。

具体的には地方自治体が指針を定めることとなりますが、その中で玉原道路は国土や国民の生命・財産を守る、極めて大事な社会資本となります。

何故ならば、みなかみ町藤原地内には矢木沢ダムを始め4つのダムがあり、その貯水量は3億7,500万トン余りと膨大であり、まさに首都圏の水瓶であります。

しかし、そこに通じる道路は県道水上～片品線の一路線しかなく、一朝有事に備えた危機管理体制が欠如しております。

新生みなかみ町は、利根川流域住民2,900万人の命と暮らしを守り、日本経済の一端を支える使命を担っています。

したがって、公益的機能を持つダム群の危機管理体制の確立は喫緊の課題であり、政治の大義が国民の生命・財産を守ることにあることを思えば、国・県を挙げて一日も早く「玉原道路」を完成させるべきであると思えます。

過日、利根沼田大沢後援会の発会式では、大沢正明氏は自ら「玉原道路」と「利根沼田総合開発」について発言されたと伺いましたが、その内容は国民の命と暮らしを守る使命感と、水源地の森・山・川を守る気概を示され、温もりと頼もしさを感じた次第であります。

さらに教育・福祉・道路・地場産業の振興等、他の懸案事項は町から県に、県から国の各省庁等に要請され、政権与党の力強い応援なくして実現できないと思えます。

以上のことから私は、大沢正明氏の支持を決断し、大沢群馬県知事の誕生に全力を尽くす決意であります。

そして、「財政再建」によって揺るぎない財政基盤を構築し、「夢のある町づくり」に邁進する覚悟であります。

ぜひ、町民皆様の、深いご理解とご協力を心からお願い申し上げる次第であります。

以上を申し上げまして、知事選に当たりましての私の考えとしての答弁とさせていただきます。以上です。

議 長(傳田創司君) 14番鈴木幸久君。

14番(鈴木幸久君) 再質問の前に、お願いがあるのですが、議会開会后、間もなく腰の後ろ側に痛みが走っていたのですが、先ほど一般質問に入り、立った瞬間に相当の痛みが走りまして、何が原因か分かりませんが、立って発言することが出来かねますので、座ったまま発言することをご容赦願いたいと思いますがよろしいでしょうか。

議 長(傳田創司君) はい、結構です。許可いたします。

14番(鈴木幸久君) それでは、町長にお伺いいたします。

断腸の思い、苦渋の選択という、その覚悟はよく分かりました。

ただ、お話の中で、ちょっと疑問に思いましたのは、合併特例法の支援策と公共事業が不可欠という中で、政権与党、これを頼りにするということなのですが、この玉原の問題というのが最優先になってくる、このカギというのは、長期にわたる中で、政権与党が今の自民党がずっと安泰で行ける保障があるのか、この今回の参院選においても、どこまでかという逆風の中で、その辺が一つ疑問に思いました。

いわゆる政権与党という意味合い、とらえ方、玉原を推進していくときにどのくらいの時間的、期間的なものがかかってくるのか、その辺と政権与党の兼ね合いといいますか、そして、最後の方にも触れておられましたけれども、大沢正明氏がこの件を発会式で取り上げたということですが、多分町長のブログを見ていて、このことに触れれば、鈴木町長は俺を応援してくれるのかなという、選挙用のいい顔をしたのではないだろうかという尖った見方もちょっと出来ました。

というのも、この玉原については他の候補者は何も言っていないのでしょうか。

それから、一番疑問に思いますのは、小寺知事はこれだけ長きにわたって知事をされていて、この玉原については旧水上時代からも相当多くの陳情も上げていると思うのですが、この間、群馬県はどのような対応を、小寺知事はどのような対応をされてきたのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) まず、政権与党ということですが、それは現在の自民党、公明党を中心としたことを政権与党というふうに理解しております。

この参議院選挙でどうなるかという話でありますけれども、やはり我々国民にしますと、選挙の機会に町の問題点等をやはり訴えて、それを広く国民に知らせて、それを政治の場で議論をしてもらう、またとないチャンスであると思っております。

私自身も町長になりましてから、1年7ヶ月余りありますから、新治村のことはそこそこに承知しておりましたけれども、この全体、特に月夜野、水上のことについてはなかなかまだ承知していないところが多々あります。

しかし、みなかみ町長となってみて思いますとき、やはり首都圏の水瓶と言われながらも、要するに水上～片品線一路線しかない、湯脛曾に通じる道路が一路線しかないという、

これはあまりにも酷いのではないかなと実は思いました。

過去に利根地方総合開発協会におきまして、旧水上町の時代から、この問題については問題提起をされて、そして利根沼田総合開発協会の理事長は沼田市長ですけれども、市長の名の下に我々町長が名を連ねて、毎年毎年、県の方に陳情をしてきたという経緯があります。

したがって、私自身もみなかみ町長になりまして、そして玉原越期成同盟というのがありますから、その期成同盟に参加をしてみて、この期成同盟そのものは群馬県にある道路整備期成同盟、群馬県支部の方にですね、確かこれが22～23の期成同盟が県内にあるのですけれども、その中に入っていると思ったのですが、実は入っていないんですね。

ということは、この期成同盟ということで、開催をされておりましたが、やはり利根沼田、要するにみなかみ町と沼田市の関係者が集まって、そこでいろいろと議論をしてきたという経緯の期成同盟でした。

これについて、いろいろと調べたところ、過去に小寺知事からの発言なのでしょうけれども、玉原越については湿原があるので、自然保護の関係者との折り合いがつかなかったということで、玉原越を中止にしたという新聞報道等があったそうでございますけれども、それらのことがあったがために、特にこの玉原越については一切、手が付かなかったというふうにも伺っております。

さらには地形上の問題もありまして、例えばトンネルという話が出ていたようでありますけれども、地形上の問題があつて、そんなものは出来ないよという土木関係者の意見もあつたと伺っております。

しかし、確かに自然保護の関係については、私も理解できますし、それに対する対応についてはやはり協議をして理解いただくようにすべきであろうというふうに思いますが、自然保護の問題があるから何も出来ない、このままで良いんだということは私は絶対ないと思うのですね。

こんなに大事な地域に、水上～片品線一本だけで良いなんて誰も思わないと思うのですよ。

やはり玉原道路という問題を沼田の池田から藤原までトンネルを玉原道路にしてすべきだという提案なのですけれども、やはり事は確かに大きいです。

恐らく200～300億円くらいかかる、大事業だと思います。今、国の財政状況の中で極めて厳しいだろうというふうにも思います。

しかし、国民保護法等でいろいろと我々も議論したとおりですね、財政的に厳しいからこれをしなくても良いというものではないと思うのですね、これは。

まさに国民的な課題として、この流域住民の生命財産を守る意味からも、または将来的に何かあった場合に水は高い所から低い所に流れるわけですから、何かあった場合でも、やはりまた水源地を復旧しなければならないわけですよ。

その時のことまで想定してですね、この危機管理体制というものは私はしっかり国としてやるべきであろうし、この選挙戦を通して、この問題を強く訴えていきたいというふうに思います。

今、政権与党の力関係の問題、いろいろと議論がされているようでございますけれども、これは参議院選挙でどういう結果を国民が審判として下すかは分かりませんが、私はこの選挙戦を通してですね、やはりこの地域の存在感、価値観というものをしっかりと訴える中でやはりこの流域住民が将来において、心配なく生活できるような、そういう一つの対

策が取れるように強く訴えていきたいというふうに思っておりまして、この玉原問題を前々から実は出しているところがございます。

それから他の懸案事項については、これは先ほど17項目にわたりまして申し上げましたが、これはみなかみ町にとって、ぜひとも実現しなければならない大きな問題だと思います。

すでに合併特例債、それからまちづくり交付金事業等によってですね、事業着手しておりますけれども、他の事業等については、これはそんなにもう時間的余裕がないわけですから、この合併特例債が使える間に、この事業についてはしっかりとやって欲しいと思いますし、ぜひ大沢さんに上がってもらって、群馬県政の中で玉原越がより速くできるように、私は頑張ってもらいたいと思います。

特に教育関係、福祉関係等については、いろいろと我々自身も町村会の名の下に、群馬県小寺知事に陳情してきた経緯がありますけれども、我々自身が今取り組んでいるのは、医療関係にありましては、13歳までは医療費の無料化を行っているわけですが、これは何とか義務教育修了まで、これを拡充して欲しいと、このように思っておりますし、この介護保険の1ヶ月1万円の支給の問題についても、これはもう長年、10年以上に亘って私も訴えている事案なのです。

ぜひ、これらの問題点等については、群馬県政の下にこれはやるべきなのだろうというふうに思います。

それと同時に、福祉であるとか、教育であるとか、こういう問題については町村とかによってバラつきがあってはならないと私は思うのです。

群馬県人であるならば、やはり福祉・教育関係についても皆公平にやはりサービスが受けられるようにすることが大事であろうし、やはりそういうことをこれからの群馬県政に訴えていきたいなというふうに常々思っておりまして、一つの懸案事項として載せたような次第であります。

闘いは厳しいと思いますけれども、やはりこの町としての大きな公約があるわけでありますので、この実現に向けて頑張っていきたいと、そんなことを思っているところであります。以上です。

議長(傳田創司君) 14番鈴木幸久君。

14番(鈴木幸久君) 最後の質問にしたいと思いますが、今町長のお話を聞いて、より強く思ったのですが、やはり17項目の中で、県単の事業を始め、そして国の仕事、いろいろある中で、ここまで首長たるものは旗幟鮮明に表明するのはいかがなものかと、確かに支援策という中で国、ただ税源移譲の中で今後、地方交付税が県知事に任される、この狭間にあって、本来中立が一番正しいのではないかと思うのです。

所謂どちらにも良い顔というのではないのですが、片方付きしたときに大変みなかみ町の将来にとって大事な選択だと思います。

このときに、各首長においてのとらえ方だと思うのですが、町長ははっきり打ち出したわけですね、大沢正明氏を支持すると。

これは、みなかみ町にとってプラスなのか、マイナスなのか、今の時点では私は分からないのですが、結果以前の問題で、首長というものは中立が正しいのではないかと、その点だけお聞きして、最後の質問にしたいと思います。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 中立ということも、それはあるのでしょうけれども、やはりこの町を何と

かしよう、今財政再建と懸案事項を実現していこうということで、今取り組んでいるわけでありますから、やはり訴えるべきはしっかりと訴えていくのが正しいのだらうと思います。

一応、この町の責任者でありますし、その選択にあってはいろいろな方法があるかもしれないけれども、私自身が自分の態度を鮮明に出してですね、この町のために一生懸命やっていくのが一番良いというふうに思っています。

今、いろいろと新聞等を見ておりますと、やはりネガティブキャンペーンの方が表に出ている感じがしますよね。

だけれども、選挙というのはやはり政策論争でやってほしいのです。私のホームページにもそういうふうにしたかもしれないけれども、やはり選挙というのはお互いに政策をぶつけ合って、政策論争をして、そしてそれを県民に訴えて、信任を得ると、そして得たら、その目標に向かって、みんなして力を合わせて頑張っていくと、やはりそういう姿勢が大事なのだと思うのです。

例えば、町に例えますと、反町長だとか、新町長だとか、言われますよね。だけれども、私はそういうのは決して良くないと思います。

しかし選挙戦をしますと、当然、反対、賛成が出ますよね、意見がぶつかり合いますよね。

私はその後にあってもそれはそれでぶつかって、私は良いと思うのですけれども、だけれども一つの結論が出た以上は、やはり新も反もですね、お互いに協力しあって町民のために私は町づくりをやっていこうという、そういう精神の人間ですから、今回の県知事選にあってもですね、恐らくまだ小寺さんのマニフェストは出ていませんから分かりませんが、大体今まで4期16年間されておられますから、私も長いお付き合いをさせてもらっていますから、大体想像はつきますよね。

これからいろいろと候補者同士が政策をぶつけ合う、またそれを支持する人間が一つの思いを候補者に託す、そういう中でこれから、いろいろな闘いの中で方向が決まっていくと思いますけれども、そういうことが健全に出来るところがやはり議会制民主主義がしっかりと確立された県であると思うし、そういうことを期待しながら、やはりこの選挙はしっかりと闘っていきたいと思います。

実際の所、反に回ったからこの町が損をするとかですね、要するに上がられた知事が、みなかみ町長が、私の意と反している人間だから、町のことはという、そういうことはあってはならないと思うし、お互いに立派な候補者であると思いますから、それはそんなことは全然考えておりません。

したがって今の国と県、そして政権与党の力を借りて、この町を創っていくのだという一つの姿勢で、この選挙戦に臨みたいし、これからもそういう姿勢でこの町づくりを進めていきたいと考えております。

議 長(傳田創司君) 14番鈴木幸久君。

14番(鈴木幸久君) 町長の存念、決意、いわゆる覚悟というものがお聞きできましたので私の質問をこれで終わります。

議 長(傳田創司君) 以上で、14番鈴木幸久君の質問を終わります。

通告順序第2 9番 島崎 栄一 1. 月夜野カントリーへの出資は適切な判断だったのか、敬老バスカードへの補助も出来ないような財政危機の原因を解明し将来のために改善について

議長（傳田創司君） 次に、9番島崎栄一君の質問を許可いたします。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 通告に従い一般質問をいたします。

去年の6月議会で敬老バスカードの質問をしたところ、やりたいのは山々だが、財源の300万円が無いので出来ないとのことでした。

敬老バスカードを使う車の無いお年寄り、地域が一番支えなければならない人たちです。敬老バスカードは関越バスという地域の大切な路線バスを助けることにもなります。

利根沼田地域で、敬老バスカードへの補助をしていないのはみなかみ町だけです。

今年度も、沼田市は2,000円、川場村は2,400円、片品村は2,000円、昭和村は1,700円で敬老バスカードが買えます。

しかし、みなかみ町民は2,900円出さなければ買えません。

なぜ、他の市町村では出来るのにみなかみ町では出来ないのか。地方交付税制度のもとでは、市町村の収入に大差はありません。財源の少ない市町村には足りない分を地方交付税が穴埋めし、極端に財源不足の市町村がないようにして、全国ほぼ一律な行政サービスが出来る仕組みとなっています。

上手くやっている勝ち組の自治体と、財政危機に陥っている負け組自治体の差は、支出「金の使い方」の違いから出てくるのだと思います。

大峰高原開発月夜野カントリーは、民事再生を申し込み、みなかみ町の出資金7千万円は紙屑となりそうです。30年前に出資した6千万円については、その当時としての事情やそれなりの意義もあったのだと思います。

しかし、平成15年に行われた新治村の1千万円の出資については疑問があります。

大峰高原開発は、平成13年度9,500万円の純損失、平成14年度は1億300万円の純損失、平成15年は1億100万円と純損失を出していました。

平成15年の負債合計は78億円もありました。平成15年の売り上げは年間1億9千万円ほどしかなく、企業の継続に「重要な疑義が存在」していました。重要な疑義が存在していた、継続するかどうかということですね。

これは大峰高原開発の株主総会の資料にも出ています。このような状態の企業に出資しても、出資金が失われるだけではないのか。月夜野カントリーは民事再生で営業は継続し、雇用は守られ、税金を納めてくれます。

新しい経営者の下で、健全な民間企業として地域に貢献してくれそうです。

平成15年に民事再生の決断をしていれば、新治村の出資金1千万円は失われなかったのではなからうか。村からの出資金1千万円は、ただ単に赤字から抜け出せない経営体制を4年間先延ばししただけではないのか。

町長は平成15年の当時、大峰高原開発の監査役であり、経営状況は分かっていたはずですが。

町長は、新治村から出資金1千万円を出せば、大峰高原開発は立ち直ると判断したのか、

ダメになると分かっている1千万円の出資を決めたのか、答えて下さい。

また、今後このような形で町の財産が失われるのを防ぐためには、どうすれば良いのか、考えを伺いたいです。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 最初に、敬老バスカードについてですけれども、敬老バスカードの取り組みと県補助制度の廃止の経緯等については、前回説明しておりますので省略します。

敬老バスカードの斡旋は、県の補助制度の廃止に伴い、平成18年度より利用される高齢者の方々に2,900円のご負担を願っております。

前回も申し上げましたように、厳しい財政状況の中、簡素で効率的な行政の推進を図るために、経費の節減はもとより、事業全般にわたって点検を行い、真に必要な施策の選択に努め、財政の健全化を図っております。

したがって、斡旋単価の変更は、このような背景に加えて、敬老バスカード3千円券を購入しますと、地方では4,350円の利用度数があり、町で100円負担することによって、50%の割引率が確保されております。

このことは、県は補助制度を廃止しましたが、町が敬老バスカード事業を続けることによって、利用者にメリットの提供が出来るものと考えております。

毎日の生活の中で交通弱者にバス運行は不可欠でありますので、今後はバス路線の存続と利用促進に取り組んでまいります。

次に、月夜野カントリーへの出資は適切かの質問であります。

大峰高原開発(株)は、大峰山南麓の自然を活かした秩序ある開発を目指し、ゴルフ場を中心に地域の活性化を図ることを目的として、昭和48年4月、資本金2億円で創設されました。

旧新治村にとって農業と観光の振興は、いつも大きな課題であり、大峰山の開発は農業振興と猿ヶ京温泉・湯宿温泉等の活性化につながり、さらには雇用の場が創出されると大きな期待が寄せられました。

このため会社の設立に当たっては、佐田建設グループが50%の1億円を出資し、残り50%の1億円は新治村内から出資することとなり、新治村が2千万円、村民有志から、5,800万円、新治農協が1千万円、村内観光業者が1,200万円の出資がされました。

事業推進の過程では、開発手続や資金繰り等で、紆余曲折の道程がありましたが、佐田建設(株)の英断と資金援助で、昭和56年5月にアウトコース9ホールで営業を開始しました。

仮オープンした昭和56年12月には、会社として1回目の増資を図りました。

その内容は佐田建設グループが2億7,500万円、銀行及び損害保険会社等が合わせて1億2,500万円の合計4億円の増資となり、資本金総額は6億円となりました。

また、昭和60年2月には2回目の増資を図り、佐田建設グループが1億9,050万円、銀行及び損害保険会社等で6,700万円、新治村が4千万円の合計3億円を増資し、資本金総額が9億円となりました。

この年の10月に関越自動車道が全線開通し、この開通を受けて、3月にはゴルフ場の名称を月夜野インターに因んで「月夜野カントリー」と改称しました。

インコースの整備も完了し、8月には18ホールのゴルフ場として正式オープンとなり

ました。

その後の入込みの状況ですが、オープンした昭和60年は8千人余り、翌61年には、1万5千人、63年には2万5千人、平成2年、3年、4年には3万6千人台と順調に伸びていきました。

しかしながら、バブル経済の崩壊により、平成5年には3万人を割り、平成10年以降は2万人を割る状況にまでになりました。

もちろん、この原因は経済不況にあります。他のゴルフ場は乗用カートを導入して経費の節減を図り、利用料金の値下げが断行されることを横目に、これの対応が出来なかったことが大きな要因でした。

こうした状況下に、平成14年11月、新治村及び新治村議会に「設備投資資金支援の陳情書」が提出をされ、平成14年12月定例村議会において、条件付きで採択されました。

その条件は限度額2千万円以内とし、支援方法は補助金以外の名目で行い、今回限りとするものであります。

私は月夜野カントリーが地域の活性化や村民の雇用の場であり大きな貢献をしていること、債権の殆どが佐田建設グループであること、再建計画では年間利用者数を21,000人とし、GPS装置を搭載した電磁誘導式乗用カートを導入すれば、利用客も増えて、改善計画が図られると判断し、平成15年3月の臨時議会に1千万円を出資する補正予算を提案し、議決を得て実行しました。

導入後の平成15年度の利用客は、対前年度32%の増となり、続く平成16年度は更に7%の増客効果が現れました。

しかしながら、平成17年度には前年対比で再び減少し、翌年度も更に続き、減少の歯止めがかけられませんでした。

こうした中、誠に残念ですが、本年3月、大峰高原開発㈱は東京地裁に民事再生の申立を行い、6月7日には再生計画案を提出したと伺いました。議員各位には詳細が分かり次第、ご報告をさせていただきます。

民事再生が成立しますと、新たな経営者の下で事業と雇用は継続されますが、町が出資した7千万円の権利は消滅することになり、町民皆様に深くお詫びを申し上げるところであります。

また町内外から多くの皆さんの出資がありますが、同じく権利が消滅することになり、第三セクターの一翼を担ってきた町として、関係者に誠に申し訳なく重ねてお詫びを申し上げます。

島崎議員は、村の出資は経営を4年伸ばしただけであり、その時点で民事再生をすればとの意見ですが、その時点で大峰高原開発㈱に替わるスポンサーがなければ成立しません。

ましてや民事再生は時期とタイミングが難しく、さらには最大株主であり債権者である佐田建設グループの判断に委ねられていました。

また、村民の願いは、設備投資と経営改善を行い事業を継続することであり、議会への陳情、採択を受けて支援を決断しました。

事業継続により、大峰高原開発㈱は、15年度以降の4年間でゴルフ場利用税が2千万円余、雇用面では3億3千万円余が支払われております。

さらには事業の継続で、レストハウス、コースの維持管理等に伴う消耗品費や燃料費等が、地域に相当の額が支払われております。このような民事再生の成功によって、事業継

続と雇用の安定が図られ、地域産業の伸展に寄与されることを願っているところであります。

以上申し上げて答弁いたします。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。
 9番（島崎栄一君） 今のですね、答えの中で1千万円を出資したとき、平成15年、これは町長とすれば、出資して乗用カートを整備することによって、改善できると、企業が復活できると、つぶれないというふうに判断したということですか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 監事、監査委員としての判断ということになると思いますけれども、会計上等についての問題なし等については報告をしております。

そしてまた、ただ今のご質問ですけれども、先ほども申し上げましたように、債権のほとんどが佐田建設でありますので、年間の運営が黒字になれば、年間の黒字を上手くもっていけば経営は続けられるものと私は判断しました。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） 町長は経営が続けられるというふうに判断して1千万の出資を決めたということですけども、その判断は正しくなかったですよ。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 正しくあったか、なかったかはですね、これから民事再生が行われますから、そういう中で結論が出てくるのではないかと思います。

それから、1千万円を出資したことによって事業が継続をされて、娯楽施設利用税等、また人件費等が支払われて今日に至っているわけですから、要するに1千万円に勝る一つの効果というものは私はあったと思いますよ。

ただ、こらからの問題として、民事再生がされたらと、それによってどういう会社が今後どういう経営をして、これからさらに町に対してどういう効果をもたらせるかということについては、これからの問題になるわけですけども、そういう問題点等は、すべてこの町に上手く結び付くようにやっていく責任が私にあるというふうに思っております。

さらには議会の皆さん方にも詳細を報告いたしますので、一つの町民の代表の議決機関としていろいろと貴重なご意見等をいただければ有り難いというふうに思います。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） 経営が継続すると思って出資したわけですけども、結果として民事再生申し込まざるを得なくなって、経営は継続していないですね。

ということは、経営が継続すると思って判断してですね、出資したけども、結論とすれば判断を間違えたということですね。

それから、1千万円出資することによって、その間にゴルフ税、利用税ですね、ゴルフ場の利用税とか、雇用があったと言いますが、実際、平成15年に民事再生を決断してですね、苦しい決断ですけども、その時点で苦しい決断をしてですね、やっけてもですね、やはり利用税も雇用もあるわけですから、4年間で税収があったから1千万円はいいんだという理屈は成り立たないと思うんですよ。

これから民事再生上手く行くと思います。私も経営のあの資料、再建策を聞きました。あっこれは上手く行くなと思えました。ですからこれから町に税金も雇用も入りますけども、それは町が出資したから、そのようになったわけではなく、苦しい決断をしてですね、民事再生という決断をしたから、新しい経営者が来て復活するというわけです。

1千万円の出資については判断を間違えたのではないんですか。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 今、島崎議員は事業が継続していないと言いますが、事業は継続しているでしょう、していますよね。

それから、15年度当時に民事再生をすべきだったと貴方は言うのだけれども、民事再生というのはスポンサーがいなければこれは出来ないでしょう。

島崎議員の言うとおりに、もしやったらそれこそ大変なのではないのですか。

私自身も当然のことながら、民事再生ということもですね、頭の一角にはちゃんとそういうことも想定しながらやってきたことも事実ですよ。

だけれども今島崎議員が言うように、そのときにスポンサーが、こういうスポンサーがいたにもかかわらず、大峰高原開発(株)はしなかった、または町はそれを受け入れなかったと言うのであるならば、話はいろいろと絡まってきますけれども、要するにスポンサーがない段階で、そこで民事再生しろって言っても、これは出来ませんよ。

議長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 平成15年の時点で株主総会の資料に、「企業の継続に重要な疑義が存在している」ということで、実際、常識的に考えてみても、毎年1億ずつ赤字を出していると、乗用カートを導入したときもお客さんは増えたけどもやはり1億円の赤字を出しています。そういう中で町長は乗用カートを入れれば、出資で入れれば、経営が改善するという判断をしたと言いますが、結論とすればダメだったということですよ。

で、さらに言いますと、昭和60年とかですね、度々増資してますけども、その時にはですね、新治村だけではなく、佐田建設やその銀行もですね、出資してるんですね。

しかし、平成15年のときには1千万円出資したのは新治村だけ、銀行その他は一銭も出していません、出資していません。

これは会社自体ももう続くかどうか分からないって言っている危ない企業に出資することは他の銀行は出来なかったってことじゃないんですか。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) その関係については、私に言われても困るのですよね。

それは会社とかね、そういうところで言われたらどうなのではないでしょうかね。

私自身は、先程言いましたように、やはり乗用カートを導入したいと、それでこの事業を継続したいと、継続すればこれだけの先ほど言ったようにメリットが出てくると、だからそういう過程にあって、やはり民事再生とかそういう問題点等々がこれから出てくるであろうと、そういうことでやっているわけですよ、やってきたわけですよ。

ましてや佐田建設が大口の出資グループであり、債権者でありますから、そういうところで、一つのこういう赤字の状況にあるけれども、それはそれなりの好転的な一つの対策が取れるだろうと、そういうことも期待もしてきましたよね。

結局、一つの民事再生ということに今年の3月にはなったわけですが、今年度、方向がなったわけですが、それは先ほど島崎議員が言われるとおり、今後上手くいくのでしょう、上手く行く見通しなのでしょう。私もそうなることを期待していますよ。そういうことをしながら、要するにそれぞれ時点、時点で支援をしながら、要するに雇用を守り、一つの地域のために活躍できる企業であるように、私としては努力をしてきたというのが実態です。

議長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番 (島崎栄一君) 経営者の交替ということは、月夜野カントリー、大峰高原開発だけではなくてですね、コープシャトウもありますし、アイチ車輛もありますし、で、そういう中ですね、一々経営が危機に陥ったときに税金を納めてくれるからってということで村が支援していたんでは村の財政は成り立たないわけです。

群馬カントリーだってですね、ゴルフ場の利用税を納めてくれてますけども、だからっていうんで、出資をするわけではないです。確かに助けたいという気持ちは出るのはいしょうがないと思います、勤めてる人も新治村の人ですし、今までやってきた事業だということもありますし、ただその決断をですね、苦しいけども、その地点で苦しい決断をしていけば、1千万円がなくならなかったということです。

で、1千万円出せば、乗用カートにすれば、経営が継続すると思った町長の判断は間違えていて結局は最終的にはまた民事再生になって、出した1千万は返ってこなくなったと。

1千万円が、1千万円は村民の金ですよ。みんなが納めた税金ですね。それが返ってこなくなったということに対しては責任は感じているんですよ。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

長 (鈴木和雄君) 島崎議員が今言っていることについてですね、島崎議員の基本的な考え方はその時に民事再生しろってことでしょうか、できないでしょうか。貴方出来るんですか、できると思ってるんですか。

だから、出来ることは、やはりここで議論しなかったらダメではないですか、私はそう思うのですけれどもね。

まして町が、当時村が支援をしたということについてはそれは第3セクターだからですよ。第3セクターとして、大峰高原開発をやってきたからという一つの責任の中で、当然これは支援をしたということです。どこの企業に対してもやるというのではこれはもちろんありません。

だから、民事再生の認識が島崎議員と私は違うんですよ。あの時に1千万円出さないで民事再生をやれと言っても、これはできないでしょう。

これでは議論がかみ合わないですよ。かえって島崎議員の言うようにやってしまったら、それこそ大峰高原開発が倒産の方向に行ってしまうのではないですか。

議 長 (傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番 (島崎栄一君) 私のさっきの再質問は、村民の金、国民の金、1千万円が出資したことによって返ってこなくなった、このことについて責任を感じているのかと聞いたんです。

責任を感じているんですか、それとも全然私には責任は無いということですか。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

長 (鈴木和雄君) 先程申し上げたとおりです。

9 番 (島崎栄一君) 何て言ったんですか。

町 長 (鈴木和雄君) 議事録見て下さい。

議 長 (傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9 番 (島崎栄一君) 責任を感じているということですね。

で、もう一つ聞きたいのはですね、この時点で村長一人では決まりません。

新治村議会も決議しなければですね、1千万円、出資できなかったわけです。

この1千万円が4年間でなくなってしまったということについて、新治村議会にも責任があったと町長は思いますか。

議 長 (傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

- 町 長（鈴木和雄君） 議会制民主主義についてですね、島崎議員もそれは承知しているのでしょう。議会の議決がなければ執行できませんよ。
- 議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） はっきり言わないんで、意味を解釈すると、当然新治村議会にもこの決断には責任があったということですね。
- もう一つ、第3セクターというですね、経営形態は結構全国であちこち失敗しています。
- で、今回もね、最終的には民事再生しなければならなくなったということはある意味では失敗だった。ただ30年間継続したということで意義があったということもあると思います。今後ですね、みなかみ町、いろいろ財政的にですね、厳しい面もありますんで、できれば、町が出資する1千万円、町がね、1千万円をお金を出すときに無駄にならないようにしなければいけないと思うんですよ。で、今後ですね、このような失敗、返ってこなくなるような出資をしないようにするためには、どういうふうにすれば良いと思いますか。
- 議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
- 町 長（鈴木和雄君） 私は失敗と思ってないですけども、ちゃんとしたルールに従って出資をして、そして企業経営が継続されて、それなりに先ほど申し上げた、再三申し訳ありませんけれども、貢献はあったはずですよ。
- そして民事再生になって今島崎議員言われるとおおり、これからは心配ない一つの企業が来るだろうということまで貴方言っているのではないですか。私は失敗しているとは思っていませんけれども。
- 議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） 平成15年の時点で民事再生が不可能だったという証拠はないですね。
- 努力すれば、できたかもしれません。今時点でどうのこうのつつうわけでもないですけども、その時点でそういう方向を探るべきだったと私は思っています。
- で、1千万円出しました、4年間で民事再生になりました、もう出したお金は村には返ってきません、町には返ってきません、だけでも全然失敗と思いません、責任も感じませんってことでは、今後もこのような無駄な出費をですね、繰り返す。
- ある意味、町民の金を預かってる、村民の金を預かってるという責任感がちょっと薄いんじゃないかなと思うんですけどもどうなんですか。
- 議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
- 町 長（鈴木和雄君） うーむ、島崎議員の言っていることはよく分からないですね。要するに、議決と執行については、先程言ったとおおりですよ。
- だからいろいろと、そういう心配な点があるものでしたら、私が提案したものに対して、一つじっくりと議論をして、町民がマイナスにならないように、そういう結論を出して下さい。
- 議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） 町長が出した案件について、議会で慎重に検討して、間違えないようにチェックするということが今後の対策ということでしょうか。
- 議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
- 町 長（鈴木和雄君） だけれども、それは当然ではないのですか。私は議会制民主主義を遵守してあと残された期間2年4ヶ月やっています。
- 議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） 今後のみなかみ町もですね、いろいろ決断がされると思います。何々をす

る、しないですね、いろいろありますけども、町長が出した案件についてですね、良く検討してですね、間違えがないように、町民のお金がですね失われないようにということで私は町議会議員としてですね、一生懸命意見を出してですね、検討して妥当な結論が出るように、議会からですね妥当な結論が出るように、そのようになるように私個人としては一生懸命頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 島崎議員、それは当然ではないのですか。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 当然だということができなかったんですね。できないから、300億も借金がある、いろいろな失敗を重ねた結果が今の財政危機です。実際には58歳で退職ということでやりましたけども、実際、働いた人たちは60歳まで勤めていいわけです。

それを58で辞めてくれて言わざるを得なくなったということは財政運営の失敗です。

で、この1千万円は失敗と思っていないという、そういう姿勢がですね、このような財政状況を招いたのではないかと思います。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君に申し上げます。質問内容が通告から変わってきておりますので注意いたします。

9 番（島崎栄一君） 村民の金を預かっている、町民の金を預かっているという意識をですね、もっと強く持つべきではないかと、無駄にはいけないんじゃないかということを生懸命、町長も議会も思った方が良くはないかと思えます。今まではちょっとそれがゆるかったのではないかと、その結果が今のこの危機的な状況ではないかと思えます。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 私は島崎議員の言っていることはやはりおかしいと思えますね。

私自身は最小の支出で最大の効果を上げるように常に頑張ってきたつもりです。

これからもそういう姿勢で臨みます。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） その結果がですね、事業の継続も途中で中断と、1千万円も返ってこない、それから職員も60まできちんと勤められない、今の補助金もカットしなくちゃいけない、敬老バスカードもできないという町になってしまったわけです。反省してない、反省してない、私は間違っていないと言うのはちょっと困る、ええ。やはりですね、反省すべき点は反省して今後に活かしてもらわないとちょっと心配です。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 島崎議員の言葉からしますと、反省といっても、どのように反省していいかわからないですよ、要するに言っていることがもう支離滅裂です。もっと現実に即した一つのお話をぜひ聞かせて下さい。

我々自身は、本当にこの町そのものを何とか良い町にしようと思ってやっておりますので、ぜひそういう意味でご協力願いたいと思います。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 最後に平成15年の1千万円の出資、返ってきませんでした。返ってこなくなります。村民の金、町民の金、国民の金が無駄に使われたと、その出資をするという決断の責任は当時の村長、新治議会が負っていたということで、そういう返事をもらったということでいいですね。責任は村長議会ということですね。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 島崎議員のお話は全然分かりません。そんなことで事業が、町の運営がされたら、それこそ大変です。

前々から島崎議員の言動については疑問を持ってきた一人ですけれども、もう少し町民の立場に立って、町の立場に立って真剣に考えたらどうでしょうか、町議会議員さんですものね。

議 長（傳田創司君） 以上で、9番島崎栄一君の質問を終わります。

議 長（傳田創司君） 以上で、議事日程第1号に付議された案件は、全て終了いたしました。

散 会

議 長（傳田創司君） 明日は、午前9時より一般質問を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（ 12時15分 散会 ）